子ども・子育て新システム検討会議作業グループ こども指針(仮称)ワーキングチーム(第3回)

平成22年12月13日

参考5

第2回こども指針(仮称)ワーキングチーム (平成22年11月11日開催) における各委員からの主な意見(未定稿)

本資料は、会議の場における委員からのご発言をまとめたものです。 各委員からのご意見については、発言者への確認が未了のものであり、未定稿です。 「各委員提出資料」として提出された意見についても、本資料とあわせてとりまとめの際の参考とさせていただきます。

目 次

(1)子ども・子育てに関する理念等																			
子ども・子育てに関する理念等(子ども)	• •			•		•		•	•		•	•	• •	•	•	•	•	•	2
子ども・子育てに関する理念等(家庭)	• •	• •	• •	•		•	• •	•	•		•	•	• •	•	•	•	•	•	4
子ども・子育てに関する理念等(地域)	• •	• •	• •	•		•	• •	•	•		•	•	• •	•	•	• (•	•	6
子ども・子育てに関する理念等(その他)) • •	• •	• •	• •	•	• •	•	• (•	•	• •	•	•	• (•	•	•	• •	7
(2)教育・保育の定義																			•
教育、保育の用語に関するもの・・・・・・																			
子どもの発達や年齢に関するもの・・・・																			
その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•		•	•	• '	1 3

第2回こども指針(仮称)ワーキングチームにおける各委員からの主な意見

(1)子ども・子育てに関する理念等

子ども・子育てに関する理念等(子ども)

(各委員からの主な意見)

どんな子どもを育てたいかというより、子ども時代にどうあったらいいか、どんな人に育って欲しいかを考えることが必要。人生の始まりの大切な時期であるので、多様な方々に関わっていただき、地域の中で信頼関係をつくりながら十分に親しんで豊かに遊ぶことを保障すべき。そこには時間と空間と仲間が必要で、冒険と挑戦ができることが必要。そうしたことが主体的に考えたり、自立的に行動することなどにつながっていく。【松田委員(子育てひろば全国連絡協議会)】

幼児期と小学校の接続も重要だが、乳児期から幼児期のつながりを考えることが大切。子どもも0、1、2歳のときにできた子どもの同士の信頼関係が3、4、5歳になったときに一体感をもって創造的な遊びをすることなどの成長につながっていく。【竹下委員(保育園を考える親の会)】

実際に子どもの最善の利益をどこで誰が守るのかといったときに、養護と教育を具現化する保育がそこに大事な意味合いを持つ。子どもの健全な発達保障の視点を考えると、保育所や幼稚園等の施設での課題だけでな〈家庭における養護と教育など、広い意味での保育という養護と教育の一体的な取組という問題を子どもに関する理念の検討の中で整理することが必要。【大場委員(大妻女子大学)】

子どもに関する理念には、子どもは平等に保育、教育の権利を有することが必要。理念はわかりやすい 言葉で説明されると、理解しやすい。【池委員(栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会)】

乳幼児の教育の基本的理念は、一人一人の子どもは違っていてそれでいいということ。一人一人のよさや可能性を十分に活かすことがこども指針の基本的な理念に盛り込まれることが必要。

こども指針の主役は子どもたちなので、こども指針の理念には、子ども一人一人の違いを認めつつ、どう家庭教育をとらえていくのか。そして集団施設教育をどのように位置付けていくのかという議論をすることが必要。【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】

「教育」があり次に「保育」という書き方がされている。「教育・養護」という場合には用語の順番にはこだわらないが、教育の前に子どもの命を守ることや子どもの福祉が保障されるということが第一義的に押さえられる必要がある。【御園委員(全国保育協議会)】

子どもは「愛護される」という受動的権利と「自ら成長していく」という能動的権利をもった存在である。子どもを捉えるときに、今を幸せに生活すること、明日を生きる力を育てていくことの両方の視点が必要。【御園委員(全国保育協議会)】

子ども・子育ての理念は、新たに別のものをつくるという発想でなく、既存のもののエッセンスを抽出していくというイメージではないか。その際、子どもの権利条約を中心に考えるのではないか。また、子どもの主体性をイメージできるような言葉遣いが必要。それがチルドレンファーストにも合致する。また、指針の前半の総論が0歳から18歳のイメージで、それを指針の後半で一気に乳幼児期に絞ろうというような構造にならないよう、指針の構造のつなぎを工夫して欲しい。【山縣委員(大阪市立大学)】

我々は子どもを助け、育てなければならないが、同時に子どもは子ども自身、自らを育てていく、発達していくわけなので、そういった能動的な子ども観を盛り込めるとよい。【無藤座長(白梅学園大学)】

素晴らい1理念がこれまでにたくさんつくられており、これらが実現できていれば素晴らしい国になり、夢や希望のある子どもたちが育ってきたのではないか。今までの理念の中からいいもののエキスを柱としてまとめていくことが必要。今まで曖昧になっていた部分の再確認、子どもたちをどう守っていくかという部分での合意が必要。【若盛委員(全国認定こども園協会)】

こども指針は、子どもを中心に望ましい成長を助けるための指針をつくるということであり、子どもの主体性や、伸び伸びと成長するなどといったことを柱にすることが必要。【荒木委員(全国国公立幼稚園長会)】

チルドレン・ファースト、すなわち子どもを大事にしよう、子どもの健全な発達保障、子どもの力を伸ばそうということについては共通していると思う。【無藤座長(白梅女子大学)】

子ども・子育てに関する理念等(家庭)

(各委員からの主な意見)

子育てについて、保護者、家庭の役割が強調されていることはわかるが、保育指針ではかつての「家庭養育の補完」から「家庭との緊密な連携」という言葉に変わっている。保護者の養育力の低下というより、社会が子どもや親を支えるための機能が低下しているのではないか。今の時代に家庭がいいと言っていてはバランスのとれた子育てが欠如する。保護者に子育ての責任があることと、保護者が自分で子育てをすることはイコールではないと捉えるべき。【藤森委員(全国私立保育園連盟 保育・子育て総合研究機構)】

親が第一義的責任を果たしていくことはもっともだと思うが、現実には、今の状態では頑張れないというサインが出ている。家庭にだけ更に頑張れと言うのではなく、寄り添って親自身が受容されたり、肯定的に子育てを受け止めていくなど、社会全体で支えていくという見方をすることが必要。【松田委員(子育てひるば全国連絡協議会)】

子育てをしている親としては、仲間がいれば一緒にできるという実感を持っている。家庭というものをもっと大きくとらえて、保育士や地域の大人など複数の大人で関わっていくことが必要。自分の子どもを愛してくれて守ってくれる、大事に思ってくれる大人ということで家庭をとらえていけばよい。【竹下委員(保育園を考える親の会)】

子の教育についての親の第一義的責任についてだが、子の教育についての第一義的な権利も有したいと考えている。子どもを健やかに育てるという親の責任とともに、どういう教育を行っていったらよいかということを考える権利を失いたくない。保育指針が家庭教育の補完から連携になったという意見があったが、これは家庭教育を認めて連携を行っていくという考え方だと思う。家庭の第一義的な責任を確認した上で、様々な立場にある子どもたちの健やかな育ちを支えていく支援を社会の仕組みとして考えることが必要。 【塩委員(全国幼児教育研究協会、岡上委員の代理)】

子どもにとって一番大切なもの、影響を与えるもの、子どもの育ちの中で根幹を成していくものは家庭だと思う。幼稚園に行っても保育所に行っても家庭教育が前提なので、家庭における子育ての項目と幼児教育、保育は別に示した方が分かりやすい。【池委員(栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会)】

こども指針の理念は、これまでの子ども・子育ての理念を基に検討すべきでこれを全面的に否定するところから議論に入るべきではない。家族を支えるということが非常に大事。今は母親に大きな責任がいってしまっており、そこをどう支えるか、どういう対処が必要かを考えることが重要。社会に対する発信として、子どもが家庭で育ち、親が育つということは、課題を乗り越えたところに幸せがあるということを示し得るかどうかが大切。【田中委員(全日本私立幼稚園幼児教育研究機構)】

家庭や子育てに優しい社会をつくっていくという視点が必要。【御園委員(全国保育協議会)】

家庭の意識として、子どもは、社会、国の財産であるという意識をどう育てていくか。「おかげさま」という言葉があるが、それはお互いが育ち合うことの感謝ということで、イコール社会全体での育ち合いになっていく。親として子どもが生まれた喜び、子どもを育てていく喜びを意識できるようにすることが必要。安心できる子育てと、育てていく喜びのある社会のつくり方の尊さをわかりやすく示すことが必要。【若盛委員(全国認定こども園協会)】

子育てはつらい、大変だというのではなく、子育ては楽しい、子どもの成長を共に喜びながら国の宝である子どもを育てるという大きな理念が大切。家庭教育の第一義的責任が親にあることは、親に育てられる子どもの権利でもある。家庭の力がしっかりした上で社会が連携をしていくこと、弱まっているところをもっと高め合うようにしていくことが大切。【荒木委員(全国国公立幼稚園長会)】

親の子育てへの第一義的な責任を大事にしながらも、必要な支援を社会として提供し、皆で子育てする社会にしようということは共通していると思う。【無藤座長(白梅女子大学】

子ども・子育てに関する理念等(地域)

(各委員からの主な意見)

親も、社会の一員として、地域の子どもたちの子育てに一緒に参画していくことが必要。 「一人の子どもが育っていくには、村じゅうの大人の知恵と力が必要」というアフリカの言葉があるが、そういった視点を子育てに関して盛り込んでいくことが必要。 【松田委員(子育てひろば全国連絡協議会)】

様々な条約や答申などの中で、子どもは守られている部分があると感じるが、一般に広く知られていない。子どもは生まれたときから安心して親の下で生活できる、育っていくということが大切であり、子育ての環境を整えること、その支援体制を明確にすることが重要。これは母親のみならず、今、イクメンと言われているが、父親にとっても必要なことだと思う。家庭に関わる親を支援するといったボランティア活動が行われていることをもっと知ってほしい。【池委員(栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会)】

子育ては、地域の中で、親同士や地域の人たちのつながりができること、地域の中に参加していこうという意識が重要であり、親や保育者など地域の関係者が皆で子どもの育ちを大事にしようということで一本化されていくことが必要。【渡辺委員(全国認定こども園連絡協議会)】

子ども・子育てに関する理念等(その他)

(各委員からの主な意見)

家庭の教育力を高めるために学校週5日制を導入するということだったと思うが、家庭の教育力は落ちてしまった。教育と社会福祉に対してこの国は国家戦略があったか。こういう社会をつくりたい、こういう人間になってほしいといった理念を導き出す方向に持っていかないと、対症療法のように、現実的な問題があるから、こうしようと言っても、いざ実行するときに、やりにくいのではないか。【島田委員(日本保育協会)】

子どもは自分が大切にされたという思いがあるから人を大切にしていくと思うので、そこをどう守ってあげるかを社会で考えることが必要。子どもたちの心の部分がきちんと育っていくようにどうするか、家庭はどうしたらよいか、施設はどうしたらいいかを考えることが必要。自分の思いを受け止めてくれないという寂しい思いを持っている子どもたちが後でどこかで自分の寂しさを取り返そうとしたときにどれだけ大変なことになるかは、いろいろな事例からも明らかだと思う。【渡辺委員(全国認定こども園連絡協議会)】

親の成長の支援の必要性からも、子ども・子育ての実質的な担い手、支え手の専門発達の保障ということを、こども指針の柱の一つとして位置付けることが必要ではないか。【大場委員(大妻女子大学)】

2.教育・保育の定義

教育、保育の用語に関するもの

(各委員からの主な意見)

資料2に「教育・保育」とあるが、どうして「保育・教育」ではないのか。0歳を考えていくのならば、保育が 先だと思う。【島田委員(日本保育協会)】

資料2で「保育所制度における保育」に、「家庭に代わって養護及び教育」とあるが、幼稚園は家庭に代わってという言葉は使ってこなかったのか、あるいは、使えないのか。養護と教育は保育所の独占物ではないと考える。保育指針でも保護者支援が柱の一つになっている。幼稚園教育要領の中で明示されていないにしても、養護と教育の重要性は保育所保育と同様に幼児期の教育の中で機能していたのではないか。こども指針策定の中で、「家庭に代わって」という言葉を使うことや、養護と教育という言葉をどちらかに限定された形のままでそこへ置くということ自体が適切かどうか、検討が必要。【大場委員(大妻女子大学)】

私たちは家庭に代わって仕事をしているのではなく、家庭との連携により保育の専門職として保育をしている。保育所は子どもにとって最もふさわしい生活の場となるように日々の保育をしており、これは家庭にモデルを示している。保育所では幼稚園教育要領と整合性がある保育所保育指針により幼児期の教育を行っている。【御園委員(全国保育協議会)】

幼稚園では保育所が使っている養護的要素がないのかどうかを振り返る必要がある。3歳児以上のところは教育だけ、集団教育だけだという表現は、若干実態からかけ離れているのではないか。保育所保育指針と幼稚園教育要領の整合性をとっているのであれば、3歳以上について保育と教育を分けて書く表現は自己矛盾を起こしているのではないか。保育の中にある教育と、教育がまた別にあるという構造になっている。資料2の別案2に、教育に家庭教育を包含したものとあるが、まるでこども園が家庭教育そのものをやるという誤解を生むのではないか。【山縣委員(大阪市立大学)】

資料2の別案2に「すべての子どもに「保育」を保障することになるため、制度上、利用時間に長短の区別を設けないこととなる」というところで、制度上は長短の区別は設けないが、実際に家庭がその時間の長短で区別、選べるというニュアンスを含んでいるとの説明があったが、そうであれば、そのことを文言として明記しておいた方がよいのではないか。【大場委員(大妻女子大学)】

私は幼稚園であるが、保育という言葉に思いがあり、一人一人に寄り添っていけることが保育であり、それが、幼稚園教育の最大の特徴である。また、幼児期をどこで育てるかということをきちんと押さえておくこと。幼児期の教育ではこれだけ育てて、その子たちをちゃんと小学校以上に送りだすということを議論することが大切。幼児教育はこういうことが大事なんだ、人と人との関わりの中で育っていくことが大事なんだということをきちんと言わないといけない。【渡辺委員(全国認定こども園連絡協議会)】

エデュケーションとケアが含まれているということで、新しい言葉でエデュケアということが最近言われていると聞くが、養護の部分は幼稚園でも大切になってきていて、教育の考え方もいろいろ変わってきているこので、両方うまく持っているのは保育という日本語ではないかと考える。別案2のように、全部を保育とするのが矛盾がないのではないか。【竹下委員(保育園を考える親の会)】

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱では、多様なサービスと言われており、私たちもサービスという言い方には抵抗があるが、多様な形で子どもの状況に応じて選べるという中で、保育と教育という言葉が更にわかりに〈〈なってい〈のではないか。【松田委員(子育てひろば全国連絡協議会)】

指針の理念のところは全体だが、保育と教育のところが施設にかかっていってしまったときに、施設以外の他の多様なところという部分はどう整理されるのか、そうしたところの教育と保育がどう整理されるのかが見えない。【松田委員(子育てひろば全国連絡協議会)】

子どもの発達や年齢に関するもの

(各委員からの主な意見)

こども指針策定に向けた基本的論点として10項目を提案したい。乳幼児教育の方法は初等教育の方法とは違うことを前提に置くべき。教育とは何かを教わる、教えるのではなく、子どもが自ら発達していくことをどのように保障していけるかということと考える。一方的に教える意味の教育だとすると、2歳では無理な気がするが、引き出される発達を保障するという意味なら、年齢で分けるべきではない。乳幼児教育は、大体、世界の中で合意されている中では0歳から8歳であるので、乳幼児教育はおおむね8歳まで必要と考える。【藤森委員(全国私立保育園連盟 保育・子育て総合研究機構)】

資料2の2歳児特区についての評価だが、私のところは2歳児特区をやっていた園だが、やってみて3歳児プロブレムがなくなるくらいですんなり入っていけた。今まで色々な指針・教育要領が出てきたが、一番の問題点はあくまでも教えるというスタンスが強すぎたのではないか。それをやろうとしすぎる流れで2歳児特区をやれば失敗したのではないか。子どもは大変な能力を持っているし、赤ちゃんは物は言えないが、相当なことはもうわかっている。その中で、いろいろな環境を整えていくことで発達が変わってくる。大人になってよりよく自立できる、そういう人にしていきたいという大きな理念が重要。【島田委員(日本保育協会)】

乳児と幼児が違うのは誰もが一致するところだと思う。幼稚園が教え込む教育というのは全〈違う。一人一人のよさや可能性を引き出す教育を行っている。同じ教育という言葉でも、一対一に近い家庭教育をベースにしているものと、集団をベースにしている教育の質は違う。従来はそこをあまり議論しないまま、保育、教育が混乱して使われていたことが今回の議論の出発点。教育、保育に、どこに違いがあって、どこに質が違うものがあるのかということを明確に考えようということは非常に重要な視点である。現在ある言葉で整理すると、資料2の案の形でいいのではないかと考える。【田中委員(全日本私立幼稚園幼児教育研究機構)】

アメリカやヨーロッパでも、最初はチャイルドケア、チャイルドエデュケーションという言葉を使っていたが、1990年以降、0~8歳を一貫して見通すべきではないかという形になってきて、今はエデュケーション・フォー・ヤングチルドレンということで、保育、教育のどちらがいいということではなく、両方とも活かした形の大きい捉え方をするようになってきている。そういう意味で、保育という言葉に一本化したり、教育という形で一本化したりするのは、選択のない形に押し込めたものになるではないか。0歳から8歳までを見通したカリキュラムが重要になってきていることを踏まえる必要があり、そのことを踏まえることが一体化での質の保証にもつながってくるので、安易に一本化するようなことはすべきでない。【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】

保育所もたくさん見せてもらったが、0、1、2歳児の子どもたちに対して、保育士の先生方が母親のように愛情を込めて、しかも専門家として接しておられ、養護という側面だけではなく、そこには教育も含まれている。しかし、この年齢ではやはり養護の側面が非常に大きい。一方、同じ保育所の5歳児を見ると、皆で友達と絵を描いたり、発表会で劇遊びをしたりしている。これはまさしく家庭ではできない経験で、教育の側面が大きいと感じる。こうしたことを考えると、資料2の別案1のように、満3歳児以上の子どもにすべて教育を行うという整理も可能かと思う。このように、年齢で保育と教育を分ける考え方も可能だが、子どもの生活の内容を考えると、施設の提供する機能に着目して、教育、保育を定義していく案、満3歳以上は幼稚園の教育機能と保育所の保育機能を組み合わせる、満3歳未満は保育を必要とする子どもに対して保育の機能を提供するという考え方が妥当ではないか。【塩委員(全国幼児教育研究協会、岡上委員の代理)】

幼稚園でも養護を含んでいるという考え方もできるが、その考え方だと小学校でも養護を含んでおり、小学校も保育ということになる。子どもたちがよりよく生きていくための豊かな自分自身の育ちを獲得していくかといった機能に着目した言葉を使っていくことが望ましいと考える。【塩委員(全国幼児教育研究協会、岡上委員の代理)】

子どもの発達に合わせた対応が必要であり、乳児と幼児は当然違うと思う。保護や養護など安心感を抱いて、人との信頼関係を受容されて育っていく時期である0~2歳の保育と、自我が芽生えて自主的に動き出して環境と関わって集団教育の中で育っていく時期である3~5歳の教育ははっきり区別するべきではないか。【荒木委員(全国国公立幼稚園長会)】

教育要領では教え込むということは決して書いていない。子どもの健やかな成長を助長するということである。一人一人に寄り添うといったことは幼児でも乳児でも同じことであり、学級経営の中で担任がしっかり押さえていくことが、その後の教育の土台となる。【荒木委員(全国国公立幼稚園長会)】

幼保を一緒にして育てていきたい、また、育てていくことが子どもにとって一番望ましい。赤ちゃんも5歳児も、更に言えば、小学生も中学生も18歳までという一つのくくりで、社会に育っていく上での大きな流れの中で、ゆっくりと温かくということを大事にしていきたい。幼稚園と保育所の両方のいいところを活かせるシステムということでいくと、保育ということだけではかなり難しい部分が出てくるのではないか。年齢で分けるというよりも、保育と教育の両方の機能を活かした形に向かっていくのが一番いいのではないか。【若盛委員(全国認定こども園協会)】

今回出された案には発達論がないという印象を受けた。発達は段階ではなく、もっと複合的に放射線上に広がっていくものであるということが最近言われており、何歳でどうだという言い方ではないと考える。連続性は重要であり保障されるべきだと考えているが、必ずしも右肩上がりで直線にあがっていくことではない。権利条約の意見表明権も年齢と成熟度によって考慮されると書いてあるが、生まれたての赤ちゃんも泣くことによって意見を表明しており、そのウェートのかけ方が違うだけで何歳から権利があるという言い方ではない。ベルギーのSICSという評価でも、夢中度の評価はあらゆる年齢、生まれたての赤ちゃんから大人まで、それから障害の有無にかかわらず、すべての子どもに適用できるという言い方もされている。【藤森委員(全国私立保育園連盟 保育・子育て総合研究機構)】

例えば「主体性」という言葉について指針で使っているが、現場に入ってきたら、具体的にどうしたらよいか全然わからない。それを例えば、子どもが選択できる環境を与えてあげるなどのわかりやすい言葉に変えると、こども指針ができて変わった、夢が持てるといったことを現場の職員が共有できるのではないか。今までの概念の積み上げではうまくいかないと思う。【島田委員(日本保育協会)】

すべての子どもを長時間預けることが望ましいとは思えないし、家庭での親子の時間も確保しなければならない。いたずらにすべてを預けましょう、預けないといけないのかというような方向になってはいけない。保護者のニーズは様々なので、標準時間の教育を軸に置きながら、幼児にとって家庭が安住の場にもなるということと、両方を推進したい。【荒木委員(全国国公立幼稚園長会)】

こども指針の検討に当たっては、すべての子どもの最善の利益の保障、こども基本法(仮称)の制定、社会全体の意識の改革、家庭の意識の改革を考える必要がある。どんな子どもを育てていきたいかといったときに、社会で必要とされる子どもでありたいと考えるので、日本国憲法の精神や教育基本法の理念に向かって子どもを育てていくことが重要。子どもの一番望ましい育ちをゆっくり丁寧に保障していく視点で考えることが必要。【若盛委員(全国認定こども園協会)】

ある時点では養護の要素が非常に大きくて、ある時点では教育的要素が非常に大きいのではないか、 その機能に分けてはどうか、発達段階に分けてはどうかという意見があったが、現実問題としては今の時 点でも保護者は選べていない。選択肢としては、保育園、保育室、幼稚園、認定こども園とあるが、実際に は親は選べていないという現実がある。【竹下委員(保育園を考える親の会)】

幼児教育というところで教育という言葉が独り歩きしてしまう危険性があるのではないか。一定時間以上の預かりになっている時間をどのように過ごすかというときに、オプション的なところで習い事的なことをしている園があれば、そこで応益負担になってしまって格差が拡大していったり、子どもたちが分断されたり排除されたりする危険がないか。施設としてその部分に収益を求めていってしまうのではないかという危険を感じる。【竹下委員(保育園を考える親の会)】

保育と教育という機能で分けたときに、保育者の資格や設置基準などの基準はどうなるのか。最低基準としてナショナルミニマムを確保してほしい。【竹下委員(保育園を考える親の会)】

その他